

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 33

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

架空請求詐欺未遂が発生！

●7月上旬の夕方、稚内市居住の80歳代女性宅に警察官や弁護士を名乗る犯人から、前段のやりとりは、はっきりしませんが「名義貸しは犯罪になる」「あなたも共犯だよ」「逮捕の準備もしている」等と言って100万円を騙し取ろうとする詐欺未遂事件が発生しました。女性が「警察に言ったよ」と言うと犯人は電話を切り、被害には遭いませんでしたが、女性宅には7月初めにパンフレットが届いたり、「名義を貸して欲しい」との電話がありました。同じような手口の電話がかかってくるのが予想されますので、十分気を付けましょう。(情報提供元：稚内警察署)

日本年金機構の個人情報流出に便乗した勧誘にご注意を！

●6月1日に「日本年金機構」の個人情報流出について公表がされました。消費者(市民)の皆さんには、次の点に気を付けてください。

☆「個人情報を削除してあげる」などと持ち掛けてくる電話は詐欺ですので、相手にせず、すぐに電話を切ってください。

☆この件に関し、日本年金機構や消費者庁、国民生活センター、消費生活センター等の職員から電話やメールでご連絡することはありません。

☆そのような電話があったときはなど、不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター等や警察にご相談ください。



「消費者ホットライン」188番の案内が開始されました！

●平成27年7月1日から消費生活相談窓口等を案内する「消費者ホットライン」が3桁の電話番号188での案内を開始しましたのでお知らせします。

「局番なし 188番」で案内を開始しますので、ご利用ください。

相談事例(稚内市消費者センター)

●連鎖販売取引(マルチ商法)的なケース

【 相 談 内 容 】

知人(先輩)から数年ぶりにメールがあり、飲食店に呼び出された。行くと先輩以外にも見知らぬ二人(某・共済会職員)が同席していて、会員になった場合の**メリット(特典)**等の話しをされた。また誰かを紹介し入会したら**手数料も入り**、ちょっとした副業にもなるなどと聞かされ、**入会申込書に署名捺印**をしてしまった。初回の入会金や月額会費については先輩が立て替えておくと言われたが、帰宅後、その場では断り切れず、やはりキャンセルした方が良くと考え相談をしたいということであった。

【 対 処・結 果 】

相談者は、先輩以外に同席した2名については名刺しか渡されておらず、契約内容の詳細は不明の状況であった。聞き取りした内容から「特商法」で規制のある「**連鎖販売取引(マルチ商法)**」に該当するのではないかと思われたため、同法での書面の交付義務等、またクーリング・オフが可能であることを説明させてもらった。当該販売形態においては、家族や友人など周囲を巻き込んで、人間関係を壊してしまうなどのトラブルについても情報提供をし、具体的かつ詳細に「**クーリング・オフ**」の仕方を伝えた。

困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。



電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「**無料法律相談**」を毎月1回実施しています。

○相談時間は午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

○事前申込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡下さい。

向う3ヶ月の【**実施日**】**8月9日・9月13日・10月18日**

★稚内市くらし環境課生活衛生グループ 電話(直通) 23-6497